

広島商船高等専門学校

令和6年度 授業料免除

高等教育の修学支援新制度 申請要項

令和2年4月より、「高等教育の修学支援新制度」がスタートしました。

本制度は、大学・短大・高等専門学校・専門学校等を対象として、低所得者世帯の学生等であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学することができるよう、国費を財源として、修学に係る経済的負担の軽減を図るものです。

本制度に申請し、認定された学生は、支援区分に応じて、授業料等減免と給付奨学金による経済的支援を受けることができます。

申請を希望する学生は、期限までに必要な書類を提出してください。

-目次-

<申請手続案内>	P 2
I 制度の概要	P 3
II 認定要件について	P 4
III 提出書類および提出期限	P 5
IV 配布書類	P 5
V 備考	P 6

※高等教育の修学支援新制度の家計急変に伴う授業料免除を希望される方は、提出書類が異なりますので、学生係までお問合せください。

<問合せ先>

〒725-0231 広島県豊田郡大崎上島町東野4272-1

広島商船高等専門学校 学生課学生係

TEL 0846-67-3023 FAX 0846-67-3029

＜ 申込手続案内 ＞

1	<p>家計要件確認</p> <p>進学資金シミュレーター（日本学生支援機構 HP）にアクセスして家計要件を確認。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html</p>
2	<p>必要書類準備</p> <p>以下の書類を準備。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（提出書類⑥、⑦、⑧）「マイナンバー（個人番号）確認書類と身元確認書類」 ※全員 ・（提出書類④）「給付奨学金案内 P 2 2 に記載の書類」 ※該当者のみ
3	<p>書類記入</p> <p>以下の書類に記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（提出書類①）「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）」に記入 ・（提出書類②）「給付奨学金 確認書」に学生本人及び生計維持者が記入 ・（提出書類③）「スカラネット入力下書き用紙」に記入 ・（提出書類⑤）「マイナンバー提出書」に学生本人及び生計維持者が記入
4	<p>スカラネット（奨学金申込専用ホームページ）で申込</p> <p>スカラネット（奨学金申込専用ホームページ）上で申込を行う。 https://www.sas.jasso.go.jp/</p> <ul style="list-style-type: none"> ・識別番号入力用ユーザID： 707006 ・識別番号入力用パスワード： r58nz5ae
5	<p>日本学生支援機構にマイナンバー等を提出</p> <p>以下の書類を、提出用封筒を用いて、日本学生支援機構に送付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（提出書類⑤）マイナンバー提出書 ・（提出書類⑥、⑦、⑧）「マイナンバー（個人番号）確認書類と身元確認書類」 <p>【提出期限】 スカラネットで奨学金を申し込んだ後＜＜1週間以内＞＞</p>
6	<p>広島商船高等専門学校に給付奨学金確認書等を提出</p> <p>以下の書類を、広島商船高等専門学校学生課学生係に送付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（提出書類①）「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）」 ・（提出書類②）「給付奨学金 確認書」 ・（提出書類③）「スカラネット入力下書き用紙」 ・（提出書類④）「給付奨学金案内 P 2 2 に記載の書類」 ※該当者のみ <p>【提出期限】 10月18日（金）</p>
7	<p>学力及び家計要件判定・結果通知</p> <p>提出された書類を元に、学力及び家計要件判定を実施。 不備なく書類が受理された場合、申請から3カ月後を目途に結果が通知される。</p>

※ 提出書類の番号については、本申請要項 P 5 「Ⅲ 提出書類及び提出期限」を参照してください。

I 制度の概要

(1) 制度の趣旨

本制度は、令和2年度から開始された、日本学生支援機構からの給付型奨学金の支給と授業料等減免措置を連動した新たな修学支援制度であり、本校の4年生以上及び専攻科生で、学業・人物ともに優秀、かつ学資の支弁が困難と認められる者が対象となります。

国費を財源としている本制度の支援を受ける学生は、支援対象者としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。学業成績等が基準を下回る場合や懲戒処分を受けた場合には支援を打ち切る事があります。さらに、やむを得ない理由が無く学業成績が著しく不振の場合や、退学等の処分を受けた場合には、返還が必要になる場合があります。

本制度の申請を希望する場合は、本校への書類提出に加え、日本学生支援機構へ給付型奨学金を申請する必要があります。

(2) 対象学年

4、5年生・商船学科実習生及び専攻科生

ただし、本科生にあつては4年生以上で再履修となった者、
専攻科生においては修業年限で修了できないことが確定した者及び
本科卒業後1年以上経過して専攻科に入学した者は対象外

(3) 奨学金給付月額及び授業料等減免額

世帯の所得に基づく区分に応じ、授業料等減免及び日本学生支援機構から奨学金給付が行われます。

区分	授業料減免額		入学金減免額		奨学金給付額(返還不要)	
	減免額 (年額)	実負担額 (年額)	減免額	実負担額	通学形態	月額
第Ⅰ区分	234,600円	0円	84,600円	0円	自宅通学	17,500円
					自宅外通学	34,200円
第Ⅱ区分	156,400円	78,200円	56,400円	28,200円	自宅通学	11,700円
					自宅外通学	22,800円
第Ⅲ区分	78,200円	156,400円	28,200円	56,400円	自宅通学	5,900円
					自宅外通学	11,400円
第Ⅳ区分	58,700円	175,900円	21,200円	63,400円	自宅通学	4,400円
					自宅外通学	8,600円

- ・入学金減免は、専攻科入学生及び4年次編入学生が対象です。
- ・商船学科4年生後期及び商船学科実習生の航海実習中は、自宅通学扱いとなります。
該当する学生は、申し込みの際「**自宅通学**」を選択してください。

Ⅱ 認定要件について

(1) 国籍・在留資格等に関する要件

日本国籍を有する者、法定特別永住者等

(2) 進級等までの期間に関する要件

高等専門学校3学年を修了又は高等学校を卒業した日の属する年度の末日から、4学年に進級又は編入学した日までの期間が2年を超えない者

(3) 家計要件に関する基準

(第Ⅰ区分) 学生と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること

(第Ⅱ区分、第Ⅲ区分) 学生と生計維持者の収入が一定以下であること

(第Ⅳ区分) 多子世帯（扶養される子供が3人以上の世帯）であり、学生と生計維持者の収入が一定以下であること

- ・家計基準の判定は、世帯構成、障害者の有無等を考慮し、日本学生支援機構で判定されます。家計基準に該当するかどうかは、日本学生支援機構HP上の進学資金シミュレーターにより確認できますので、ご参照ください。

【参考：日本学生支援機構HP「進学資金シミュレーター」】

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

(4) 学業成績等に関する基準

以下を満たし、適格認定における学業成績の基準において廃止・停止の区分に該当しないこと

【参考：日本学生支援機構HP「適格認定（学業等）」】

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku_gakuryoku.html

学年等	学業成績の基準
4年生	以下のいずれかを満たすこと (イ) 在学する学科・コース等における累計平均成績が上位2分の1の範囲に属すること (ロ) 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが確認できること※ ¹
5年生 商船学科実習生 専攻科生	以下のいずれかを満たすこと (イ) 在学する学科・コース等における4学年からの累計平均成績が上位2分の1の範囲に属すること (ロ) 4学年から取得した単位数が標準取得単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが確認できること※ ¹
本科に入学後1年を経過していない者 本校以外の高専等から専攻科へ入学後1年を経過していないもの	以下のいずれかを満たすこと (イ) 高等学校等又は高専等における評定平均値が3.5以上若しくはそれに準ずる成績であること (ロ) 入学試験の成績が上位2分の1以上であること (ハ) 高等学校等卒業程度認定試験の合格者であること (ニ) 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが確認できること※

※ 学修する意欲を有していることの確認に際しては、学修計画書の提出及び必要に応じて面談等を実施します。

Ⅲ 提出書類及び提出期限

学校に提出する書類と、日本学生支援機構に提出する書類があります。
提出書類及び提出先を十分に注意し、不備のないように提出してください。

学校提出	提出書類	①	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A様式1)
		②	給付奨学金 確認書(提出用)
		③	スカラネット入力下書き用紙 ※スカラネット入力後に交付される受付番号を記入してください。
		④	給付奨学金案内P22に記載の書類 ※該当者のみ
提出方法	郵送または学生課窓口に提出		
提出先	〒725-0231 広島県豊田郡大崎上島町東野4272-1 広島商船高等専門学校 学生課学生係		
提出期限	令和6年10月18日(金)		

日本学生支援機構提出	提出書類	⑤	マイナンバー提出書
		⑥	学生本人のマイナンバー番号確認書類
		⑦	生計維持者のマイナンバー番号確認書類
		⑧	学生本人の身元確認書類
提出方法	配布書類(2)「マイナンバー提出書」のセット同封の提出用封筒にて郵送(郵便局窓口で、簡易書留により郵送してください)		
提出先	〒100-8685 日本郵便株式会社 銀座郵便局 私書籍205号 TOPPANエッジ株式会社内 独立行政法人日本学生支援機構 奨学金申込等マイナンバー受付窓口		
提出期限	スカラネット入力後<<1週間以内>>		

Ⅳ 配布書類

(1)	2024年度在学者用 給付奨学金案内 (給付奨学金 確認書・スカラネット入力下書き用紙在中)
(2)	「マイナンバーの提出書」のセット (マイナンバー提出書類在中)
(3)	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A様式1)

V 備 考

- (1) 本制度の支援対象となった場合、半期ごとに適格認定があり、**学業不振等の場合には交付を打ち切ることがあります**。また、懲戒としての退学、停学又は訓告の処分を受けた場合には、認定の取り消し又は一定期間認定の効力が停止されます。その場合、奨学金給付が行われ**ないばかりでなく、該当期間の授業料免除も行われず、追加で授業料の徴収が発生します**。また、交付済みの奨学金についても、**返還していただくことがあります**。
- (2) 他の給付型奨学金を受給している学生は、併用受給制限にご注意ください。
- (3) 本制度は「授業料減免」と「給付型奨学金」が一体となった制度のため、「授業料減免」を希望する場合は、必ず「給付型奨学金」に申し込む必要があります。「授業料減免」のみを希望する場合は、「給付型奨学金」に申し込んだのち、「給付奨学金」の支給停止手続きを行ってください。
- (4) 既に日本学生支援機構第1種奨学金の貸与を受けている方が給付奨学金の支給を受けることとなったときは、**第1種奨学金の貸与月額が制限されます**。詳細については以下HPをご覧ください。
【参考:日本学生支援機構HP「給付奨学金と併せて利用する第一種奨学金の貸与月額(併給調整)」】
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kingaku/1shu/2019ikou.html>
- (5) 日本学生支援機構貸与型奨学金の新規希望者は、給付型奨学金の申請と併せて申請することとなりますが、別途書類の提出が必要です。詳細についてはお問合せください。